



福岡県医発第2538号（地）
平成25年1月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療機関のホームページ上の不適切な表現等への対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて今般、標記の件について厚生労働省医政局総務課長より通達が発出された旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

医療機関のホームページ上の不適切な表現等に対しては、従前より適切な措置を講ずるよう消費者委員会等から求められており、平成24年10月17日付け福岡県医発第1764号（総）にて「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」について貴会宛ご連絡いたしました。

本通知は、第106回消費者委員会（平成24年12月4日）で、依然として、美容医療サービスを実施している医療機関のホームページに不適切な表現が見受けられることから、医療機関ホームページガイドラインの実効性を速やかに検証・評価すべきとの指摘がなされたことにより、厚生労働省同課より県行政に対し積極的な点検、行政指導の実施について依頼がなされたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

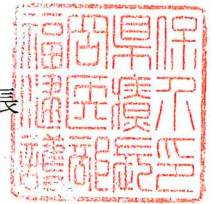
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

24医指第3254号
平成25年1月24日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
社団法人福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



医療機関のホームページ上の不適切な表現等への対応について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



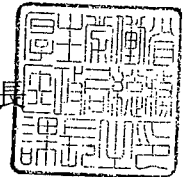


医政総発0115第1号
平成25年1月15日

都道府県
各保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療機関のホームページ上の不適切な表現等への対応について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

医療機関のホームページ上の不適切な表現等に対しては、従前より適切な措置を講ずるよう消費者委員会等から求められておりますが、このような状況等を踏まえ、先般、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について（依頼）」（平成24年9月28日付け医政発0928第1号厚生労働省医政局長通知）を発出したところです。

しかしながら、第106回消費者委員会（平成24年12月4日）で、依然として、美容医療サービスを実施している医療機関のホームページに不適切な表現が見受けられることから、医療機関ホームページガイドラインの実効性を速やかに検証・評価すべきとの指摘がありました。

つきましては、医療機関ホームページガイドラインの実効性をより高めるため、貴職におかれましては、特に美容医療サービスを実施している所管の医療機関のホームページについて重点的かつ積極的に点検していただくとともに、医療機関ホームページガイドラインを遵守していない事例については行政指導を実施していただきますようお願いいたします。

なお、点検及び行政指導の結果につきましては、改善の有無にかかわらず、当分の間、毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに厚生労働省医政局総務課あて御報告くださいますよう、併せてお願いいたします。

また、美容医療サービスを行う関係団体に対しては、「医療機関のホームページ上の不適切な表現等への自主的な取組について」（平成25年1月15日付け医政総発0115第2号厚生労働省医政局総務課長通知）を発出しておりますので、御参考までにお知らせいたします。



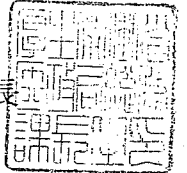


医政総発0115第2号

平成25年1月15日

一般社団法人 日本美容外科学会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療機関のホームページ上の不適切な表現等への自主的な取組について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

医療機関のホームページ上の不適切な表現等に対しては、従前より適切な措置を講ずるよう消費者委員会等から求められており、先般、インターネット上の医療機関のホームページ全般の内容に関する規範を定め、関係団体等による自主的な取組を促すことを趣旨として、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について（依頼）」（平成24年9月28日付け医政発0928第1号厚生労働省医政局長通知）を発出いたしました。

しかしながら、第106回消費者委員会（平成24年12月4日）で、依然として、美容医療サービスを実施している医療機関のホームページに不適切な表現が見受けられることから、医療機関ホームページガイドラインの実効性を速やかに検証・評価すべきとの指摘があり、これを受け、今般、都道府県等関係機関に対して、「医療機関のホームページ上の不適切な表現等への対応について」（平成25年1月15日付け医政総発0115第1号厚生労働省医政局長通知）を発出したところです。

貴会におかれましては、貴会会員に対し、再度、医療機関ホームページガイドラインの周知徹底を図るとともに、引き続き医療機関のホームページの表現等の改善に向けた取組を行っていただきますようお願いいたします。